

【許可権者の区分】

広告物の種類		許可権者	
		稲城市長	多摩建築指導事務所長
広告板	屋上・地上	×	○
	壁面	表示面積 20 m ² 以下のもの	表示面積 20 m ² を超えるもの
	突出	① 1面の表示面積が 10 m ² 以下のもの	① 1面の表示面積が 10 m ² を超えるもの
② 3面以上は総面積 20 m ² 以下のもの		② 3面以上は総面積 20 m ² を超えるもの	
プロジェクションマッピング		×	○
広告塔		屋上階高・地盤面から高さ 2 m以下のもの	屋上階高・地盤面から高さ 2 mを超えるもの
小型広告板、アーチ、 装飾街路灯、店頭装飾		×	○
広告幕、立看板等、広告旗、 はり紙、はり札等		○	×
アドバルーン		電飾でないもの	電飾のもの
電柱・街路灯柱利用、 標識利用、車体利用		×	○
屋外広告物表示・設置届の受理		×	○